

## 留守宅本部とは（以下留守宅と言います）

留守宅は山の会「くらら」の山行管理規定に定められていますが、留守宅を引き受ける会員が留守宅として果たす役割について

- (1) 留守宅の果たす役割は、会員がいつどここの山に行っているかを把握し、登山中のパーティから連絡が受けられ、下山の連絡を受けて完了します。  
※山行計画書を受け取り、計画内容を確認します。  
※留守宅を引き受けた会員は、その期間中登山はできません。（宿泊を伴う山行の留守宅で都合のつかない日は別の会員で留守宅を行う。）
- (2) 下山予定時刻を2時間以上過ぎても下山報告が無い場合は、留守宅から山行メンバーに連絡して状況を把握します。  
※「くらら」山行管理規定第10条により20時を過ぎても下山連絡が無い場合、会は遭難と考え遭難対策始動体制をとります。
- (3) 山行中のメンバーは、もしものトラブル発生時は、まず留守宅にその内容を連絡します。  
連絡を受けた留守宅はその内容を、山行管理者、及び会長に連絡します。  
※事故発生時は、山行管理規定及び「遭難対策（事故発生）手順」に従って対処されます。